

改正案内人がサポートします



新・制度改革《NAVI》

～新・制度改革NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

まもなく新年度（平成26年4月1日）が始まります。

今回は、新年度から始まる新制度や保険料率についてご案内申し上げます。

制度改革のポイントは3つ

労働保険料率（労災保険および雇用保険）の改定について

社会保険料率（健康保険および介護保険）の改定について

産前産後休業期間中の社会保険料免除が始まります！！
(健康保険・介護保険・厚生年金保険・厚生年金基金が対象)

労働保険料率（労災保険および雇用保険）の改定について

労働保険は、『労災保険』と『雇用保険』に区分され、各々保険料率が異なります。

平成26年度の各保険料率は、

『労災保険』 「一般拠出金率※」のみ変更、その他は昨年と同様。
「一般拠出金」とは、石綿健康被害救済法に基づき事業主が負担するものです。

『雇用保険』 昨年と同様（変更無し）



となります。詳しくは、以下のとおりです。

(平成26年度 労災保険料率表)

	平成25年度	平成26年度
一般拠出金率	0.05 / 1,000	0.02 / 1,000
一般拠出金以外	-	前年と同じ

(平成26年度 雇用保険料率表)

	労働者負担分	事業主負担分	+ 雇用保険料率
一般の事業	5 / 1,000	8.5 / 1,000	13.5 / 1,000
農林水産 清酒製造の事業	6 / 1,000	9.5 / 1,000	15.5 / 1,000
建設の事業	6 / 1,000	10.5 / 1,000	16.5 / 1,000



社会保険料率（健康保険および介護保険）の改定について

社会保険は、大きく『健康保険』、『介護保険』、『厚生年金保険』、『厚生年金基金』に区分され、各々保険料率（厚生年金基金は掛金率）が異なります。

また、各保険料率・掛金率の改定時期ですが、一般的には、

『健康保険』・『介護保険』 毎年3月（4月納付分より）に改定

『厚生年金保険』・『厚生年金基金』⇒毎年9月（10月納付分より）に改定

となっております。

そこで今回は、全国健康保険協会（協会けんぽ）における『健康保険料』および『介護保険料』についてご案内いたします。

健康保険組合、国民健康保険組合に加入されている事業所様につきましては、各健康保険組合までお問い合わせ下さい。

平成 26 年度の各保険料率は、

『健康保険料』⇒昨年と同様（変更無し）

『介護保険料』⇒料率アップ（15.5/1,000⇒17.2/1,000）

となります。詳しくは、以下のとおりです。



（平成 26 年 3 月からの健康・介護保険料率表）

本人・事業主負担割合は、表記の数字を 1 / 1,000 にしたものとなります。

支部名	健康保険		介護保険		+ 健康・介護保険	
	全 体		全 体		全 体	
	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担
東京	99.7 / 1,000		17.2 / 1,000		116.9 / 1,000	
	49.85	49.85	8.6	8.6	58.45	58.45
千葉	99.3 / 1,000		17.2 / 1,000		116.5 / 1,000	
	49.65	49.65	8.6	8.6	58.25	58.25
埼玉	99.4 / 1,000		17.2 / 1,000		116.6 / 1,000	
	49.7	49.7	8.6	8.6	58.3	58.3
神奈川	99.8 / 1,000		17.2 / 1,000		117 / 1,000	
	49.9	49.9	8.6	8.6	58.5	58.5
茨城	99.3 / 1,000		17.2 / 1,000		116.5 / 1000	
	49.65	49.65	8.6	8.6	58.25	58.25

健康保険組合、国民健康保険組合に加入されている事業所様につきましては、各健康保険組合までお問い合わせ下さい。



産前産後休業期間中の社会保険料免除が始まります！！
（健康保険・介護保険・厚生年金保険・厚生年金基金が対象）

従来、育児休業を取得されている方を対象に社会保険料の免除が認められておりましたが、次世代育成支援の一環として、新年度より育児休業のみならず産前産後休業をされている方も免除が認められることとなりました。

これにより、産前産後休業期間中の収入の無い時期でも社会保険料を負担する必要がなくなります。

なお、この制度が適用されるのは、

平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方 です。

また、免除される社会保険料は、

平成 26 年 4 月分（5 月納付分）以降の保険料から となります。

ご注意事項

本制度の申請書等につきましては、現在、日本年金機構・各健康保険組合にて作成中でございますので、何卒ご了承願います。

